

○中根(康)委員 時間が若干ありますので、見直しの期間の点だけではなくて、今、私が民進党のこの法案に対する考え方を申し上げたわけではありませんけれども、こういったことをお聞きいただいた御所見、御感想を、最後に力強く御表明いただければということあります。いかがでただければということありますが、いかがでしょうか。

○林国務大臣 さまざまなお意見、あるいはまた課題などもありました。それを乗り越えて進めていく第一歩だと思っておりまして、先生の御意見なども踏まえて進めていかねばというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○中根(康)委員 終わります。

○高木委員長 午後一時十五分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時十五分開議

○高木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○藤野委員 日本共産党的藤野保史です。

質疑を続行いたします。藤野保史さん。

○藤野委員 日本共産党的藤野保史です。

質問に先立ち、熊本県を中心とした九州地方地震によつて犠牲になられた方々に心から哀悼の意を表します。今も強い余震が相次ぐなど、前例のない過酷な状況で、心身ともに疲労のきわみにあるという方がたくさんいらっしゃると思います。心からお悔やみ申し上げるとともに、日本共産党としても全力を尽くしてまいりたいと思っております。

本法案ですけれども、核燃料サイクル政策について、電力自由化のもとでも国の関与を強めて推進しよう、こういう中身になつていて認識しております。

しかし、国民世論といいますのは、三・一などを経験して、まさにその多数が原発のない日本といふのを求めている。ですから、本法案は、この多くの国民世論に反する形でさらに核燃サイクルを

進めようというものです。

しかも、午前中、各委員から指摘がありました

ように、このサイクル自身がもう破綻していると

いうふうに私も思つております。

高速増殖炉の「もんじゅ」は、総額一兆円以上投

入していますけれども、二十年間、一度も発電しません。

そして、ブルサーマル、再処理で生まれるブル

トニウムを加工したMOX燃料を普通の原発で使

うブルサーマルも、電事連の計画では昨年度まで

出しています。

そこで、そのあり方を抜本的に見直すべきという勧告

を出すに至つております。

そして、ブルサーマル、再処理で生まれるブル

トニウムを加工したMOX燃料を普通の原発で使

うブルサーマルも、電事連の計画では昨年度まで

出しています。

十六基から十八基が稼働しているという計画で

したが、もうこととしうけれども、一基も動いて

いない、こういう状況であります。

私は昨年十月、六ヶ所村の再処理工場を視察さ

せていただきましたけれども、ここも動いていな

い、もう二十三回も延期しているということであ

ります。

内閣府にお聞きしたいんですが、三月二十九日の原子力委員会で、電気事業連合会が今後のブルトニウム利用計画についてどのような見解を示すでしょうか。

○中西政府参考人 お答え申し上げます。

先生の御指摘のとおり、三月二十九日に原子力委員会の方で、これまでの取り組みの状況とか、今後のブルトニウムの利用計画等々についての電気事業者の考え方を聞かせてもらいました。その概要を簡単にかいつまんで御紹介させていただき

ます。

まず、全国の十六から十八基の原子炉でブル

サーマルの導入を目指す方針そのものについて

は、導入目標時期としていた平成二十七年度は見直す必要がある。また他方、ブルトニウムを各社で確実に利用する予定の基準には変わりがない。

また、信頼性のあるブルトニウム利用計画等の策

定のためには原子力発電所の再稼働が大前提でござりますけれども、現時点では、再稼働時期等の具体的見通しが得られていないプラントがあります。

○藤野委員 今大臣、三つの意義を答弁いただ

ました。高レベル放射性廃棄物の量が減る、そし

て放射能レベルも減る、そして有効活用できる、所の再稼働の見通し、六ヶ所再処理工場の操業時期等を踏まえながら、新たなブルトニウムの回収が開始されるまでのできるだけ早期に、ブルトニウム利用計画等を策定し公表する。こういうよう

なことの報告を受けてございます。

○藤野委員 計画が示せなかつた、電事連自身がやはり具体的な計画を示せない、こういう状況であります。ですから、核燃サイクルはもう回つていよいよ私は思つています。

大臣にお聞きするんですが、本法案で再処理を行つてございます。

○林国務大臣 午前中も答弁申し上げましたけれども、やつてもサイクルは回らない。何でこれは固定されるんでしょうか。もう破綻しているんじやないでしようか。

○林国務大臣 午前中も答弁申し上げましたけれども、エネルギー基本計画で閣議決定したところ強化する、着実に推進という言葉もありました

が、やつてもサイクルは回らない。何でこれは固定されるんでしょうか。もう破綻しているんじやないでしようか。

○林国務大臣 午前中も答弁申し上げましたけれども、エネルギー基本計画で閣議決定したところ強化する、着実に推進という言葉もありました

が、やつてもサイクルは回らない。何でこれは固定されるんでしょうか。もう破綻しているんじや

ないでしようか。

○林国務大臣 午前中も答弁申し上げましたけれども、エネルギー基本計画で閣議決定したところ強化する、着

も本当なのかということなんですね。

原子力発電を行つた場合、発電前と発電後で、ウラン235、238、プルトニウム、その他もいろいろ出てくると思いますけれども、この中で最も割合の多いものは何かといいますと、ウラン

であります。ウランが、大体、使用前と使用後で一番多いと思ひますけれども、これを確認させてください。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

ウラン238が該当すると思います。

○藤野委員 ですから、一般的には、大体、使用前、使用後で、プルトニウムは1%ぐらいしかできなくて、ウランが235と238合わせて九四%に達する。ですから、六ヶ所再処理工場で一年間で八百トン再処理するとよく言われますが、そうしたら、九四%というと大体七百五十トンぐらいウランが出てくるわけですね。いわゆる再処理ウランというようなものになるわけです。

これも経産省に確認したいんですが、プルトニウムは活用するとおっしゃるんですが、このウランも資源だというふうに捉えていらっしゃるんでしょうか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

ウランにつきましても、使えるものがあるといふふうに考えております。

○藤野委員 そうですね。東京電力のホールディングでも、プルトニウムと並んでウランを準国産エネルギーというふうに位置づけておりますので、これもやはり活用すべき資源だということになつてまいります。

では、その再処理されたウランというのは使われているのかということであります。

本法案はMOX燃料加工工場を新たに拠出金の対象にするわけですけれども、このMOX燃料といふのは、プルトニウムとウランをませ合わせてつくるわけであります。プルトニウムは六ヶ所村の再処理工場でつくれられたものを使うというわけですか。でも、ウランの方はどうなのかということなんですね。

ウランの方は再処理から生まれたものを使うのか。

配付資料の一枚目に戻つていただいて恐縮ですが、一枚目の一番右上にウラン酸化物粉末

すけれども、一枚目の一番右上にウラン酸化物粉末というのがわざわざ開つてあるんですねが、これ

使うのかということなんですね。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

ちょっと今手元になくて定かではございません

が、日本原燃は、ウラン酸化物粉末につきましては備蓄をしているということかと思つております。

○藤野委員 そのとおりなんですね。備蓄してい

る、ためいるだけなんです。これを利用する計

画は全然持つていません。

他方で、この赤い網かけがかかっているところ、プルトニウムの富化度が50%となつている

MOX粉末がございます。これは、再処理施設か

らとござりますけれども、この再処理工場で生成されたもの、その再処理工場で生成される過程は

この一ページのものでございます。この一ページの黄色いウラン酸化物粉末の下にプルトニウム・ウラン酸化物粉末がございますが、ここまでまさに取り出したウランを使つていているということをございます。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

ちよつと今手元になくて定かではございません

が、日本原燃は、ウラン酸化物粉末につきましては備蓄をしているということかと思つております。

ると厄介なんですね。ガンマ線も強くなる、遮蔽の費用も物すごいかかる、いろいろな形でもう使わないというのが世界的に共通している。そういう実態であります。

ですから、大臣、これはちよつとお聞きしたいんですけど、普ルトニウムは四十七・八トントン、ウランは七千トン、どちらも利用計画すら立てられない。そのもとで、ただただ積み上がりつてゐるわけです。これが再処理の現状じやないでしょか。有効活用なんて全くされていなないぢやないでしょか。いかがでしょか。

○林國務大臣 先生御案内のとおり、高浜原発三、四号機の二基、これは現在停止中でありますけれども、実際にMOX燃料を使用してプルサーマルを行つたところでございます。このほか、八基がプルサーマル計画を行つていうことで、原子力規制委員会による審査を受けているところでございます。

ただ、ウラン粉末としてわざわざ生成したものには使われてないんですね、全く。私の質問はそういうことなんですね。ですから、九四%出でてくるわけですね。八百トン処理したら七百五十トンというオーダーで出てくるものが、全く使われていない。戦略的という言葉のもとに備蓄されているわけですね。

ただ、ウラン粉末としてわざわざ生成したものは使われてないんですね、全く。私の質問はそういうことなんですね。ですから、九四%出でてくるわけですね。八百トン処理したら七百五十トンというオーダーで出てくるものが、全く使われていない。戦略的という言葉のもとに備蓄されているわけですね。

今後、審査が進めば、プルサーマルを実施する原発の再稼働もふえまして、プルトニウムの消費も進んでいくもののというふうに見込まれるわけですね。

六ヶ所再処理工場は、ほぼ二年後の二〇一八年上期の竣工予定であります。稼働後も五年をかけてフル稼働に至る予定でございます。このため、直ちに核分裂性プルトニウムが回収されるわけではございません。そういう意味では、ちよつと長いスパンで対応していく形になります。

○藤野委員 私の質問は、ウランといふのは全く使われてない、資源の有効活用と大臣はおつしゃいましたけれども有効活用されていないわけですね。だから七千トンもたまつてゐるわけですね。

○藤野委員 私の質問は、ウランといふのは全く使われてない、資源の有効活用と大臣はおつしゃいましたけれども有効活用されていないわけです。だから七千トンもたまつてゐるわけですね。

○藤野委員 私の質問は、ウランといふのは全く使われてない、資源の有効活用と大臣はおつしゃいましたけれども有効活用できるとか、全くそなつていいということが言いたいわけです。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

先生配付の資料の五ページの左上をごらんいた

だきますと、御指摘の赤で印つてありますウラン粉末、これは確かに再処理工場とは関係なく、外燃の話もありましたけれども、やはり再処理す

ると大臣がおつやつたことが全て破綻していると

ういうものはきっぱり撤退すべきだというふうに主張いたします。

その上で、別の話も聞きたいんですが、先ほど、MOX燃料加工費用が幾らになるのかといいう指摘もありました。大事な指摘だと思います。

配付資料の六枚目を見ていただきますと、アメリカもMOX燃料をずっとやつきました。しかし、やつてきた結果、初期の見込みよりも七倍以上予算があえてしまつて、二〇一四年の予算書では、負担しきれないかも知れないと。ちょっとここはまだ腰が引けてるんですね、かもしれないですから。しかし、二〇一五年度は、もうどうとう、MOX燃料製造施設及び関連施設を凍結状態、コールドスタンダードバイというふうにして、他のオプションを検討するようになつてゐるわけです。

ですから、ある意味、もう先行例があるわけですね。そういう意味で、このMOX燃料工場を加えるというのがいかに無謀なことかというふうに思います。

しかも、大臣、私の衆議院本会議での質問に対して、費用をどう回収するんだということについては、事業者が判断と言ひながら、こうおっしゃつております。本法案において制度の対象としたような発電にかかる費用は電気の利用者から料金の形で回収することが一般的だ、こうおつしゃつたわけです。

大臣、本法案で廃処理等の対象を拡大して、核燃料サイクルにかかる費用が一体幾らになるのか、全く総額も示さない。この法案とは別なんだと言つて説明されるわけですがれども、私は別じやないと思いますよ。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

大臣、試算も示さずに、國民から電気料金で取ることは一般的だと言う、そこだけ認める。こういうことが許されるんでしようか、大臣。

いる費用、これは今回追加するM-O-X燃料費用を除いたものでござりますけれども、こちらについて、先ほども御答弁しましたけれども、事業者がからの報告によれば十二・六兆円、こういったものは出てきているわけでございます。

その上で、大臣からの御答弁の内容は、原子力発電に伴つて発生する使用済み燃料を処理するための費用といふものは電気事業を行つていくため必要な費用でございますので、これにつきましては、電気の利用者の方から御負担いただくのが一般的ではないか、このような趣旨を御答弁した内容だというふうに理解をしております。

○藤野委員 何の内容もない答弁だったと思うんです、私が引用したことの大体おっしゃったような話で。

大臣にちよつとお聞きしたいのは、政府は再処理にかかる費用を現行と同じく託送料金という形で回収しようとしているんじやないかという報道があるんですね。託送料金といふのはいわば送電線の利用料のようなもので、高速道路の利用料のようなものですね。電気を通していくわけであります。この託送料金で再処理にかかる費用を現行と同じく求めていくという報道があるんですが、こういう検討をされていることは事実かどうか、まずお答えください。

○林国務大臣 再処理等に要する費用は原子力事業者が負担することが大前提でございまして、託送料金による費用回収に係る新たな措置は講じておりません。

○藤野委員 新たな措置を講じているかを聞いたたんじやなくて、検討しているのかということです。これについてはいかがでしようか。

○林国務大臣 現時点では検討してございません。

○藤野委員 なぜかといいますと、これは電力自由化あるいは発送電分離と密接にかかわる問題だから

けるわけですから、送電線の利用料に発電部門のコストが乗つていくことになると、電力自由化あるいは発送電分離をしたにもかかわらず、やはり原発優遇じゃないか、こういう話になつてくるわけで、ですからお聞きをしているわけあります。

配付資料の七枚目を見ていただきますと、これは、電気料金の請求書には表示はされていないけれども現在これだけのものが電気料金に上乗せされているということを示した、経済産業省の提出資料をもとにつくりました。

例えば、東京電力エリアでは、一番下のところにありますけれども、標準家庭で合計で月額二百三十九円、こういう原発関連の費用が入つてゐる。九州電力でいえば、月額二百六十三円であります。知らないまま、表示もされないまま負担させられている。

皆さんも御存じだとと思うんですけども、再エネの賦課金については電気料金のところに書いてあるんです。結構高いので、あれを見ると、再エネというのは高いよねと思うんですが、原発については、これだけ乗つているにもかかわらず、あの請求書に載つていません。これが実態であります。

配付資料の八枚目は託送料金の資料であります。小さい字で恐縮です。

経済産業省にお聞きしたいんですけども、確認ですが、再処理の費用というのは原子力発電でしか生まれない固有のコストですよね。地熱とか水力発電では生まれないコストですよね。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の再処理に係る費用、これは原子力発電だけで発生する費用であります。もしこれが託送料金ということで送電部門の料金に含まれるといふことになれば、大変おかしなことになる。

し、私は原発のエネルギーはちょっと嫌だから、再生エネルギー一〇〇%の会社の電力を買おう、そう思つてそういう再生エネルギー一〇〇%の会社の電力を買つたとしても、その再生エネルギー一〇〇%の会社だつて送電線は使わないといけない、その会社だつて託送料金を払わないといけない。

その託送料金の中に原発でしか生まれない固有のコストが入つていたら、結局それを選んだ人の思いが実現しない、こういうことになると思うんですが、大臣、いかがですか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

今、消費者の方々の選択において、託送料金の中に原子力という固有の発電の費用が乗せてあるとよろしくないのではないか、こういう御指摘かと思います。

先生の配付資料にもあつたかと思いますが、一つ事実だけ申し上げますと、現在の再処理積立金がございますが、この積立法ができました二〇〇五年よりも前に発生しておりましたものについても、積立金につきましては、現在、過去分といったしまして全ての需要家の方からいただくことが必要だらうということで、託送料金の中に乗つていいというものがござります。

したがいまして、費用負担のあり方につきましては、先ほど大臣からも御答弁ありましたように、現時点で検討しておりませんし、今後のことも検討しておらないということで、そのとおりでござりますけれども、事実関係として、そういうふた関係があるということだけ補足させていただきます。

○藤野委員 いや、ですから、乗せているから聞いているんです。今託送料金に乗せていてるから、これを電力自由化後もやるんですけど、検討しているんですね。これはぜひ取り消さないで、大丈夫な気がするんですけど、大変重要な答弁だと思います。これは大変重要な答弁だと思います。

いというふうに思つんですね。

やはり、再処理の費用というものは原発でしか生まれないし、しかも長期間にわたります、しかも巨額のコストです。これをどう負担させていくのか。発電会社が、原発を使いたい、原発でやるんだといつて、それを胸を張つて消費者にこれは原発の電力ですとやつてやるんなら、そうやっていただければいいと思ひますけれども、再生エネルギーをやつている会社にまでこの託送料金という形で負担させるようなことがあつては絶対にならない。

大臣は検討していないとおっしゃいましたから、これはぜひそのとおりにしていただきたいと思います。

○林国務大臣 先ほど検討していないと申し上げたのは、本法案に関するもので答弁したものでございます。

○藤野委員 では、本法案以外では検討されるんですか。

○林国務大臣 原子力全般というか、その費用の負担のあり方につきましては、今後、個別の内容を踏まえて検討すべきものではあるのではないかというふうに考えております。

○藤野委員 これまた重大答弁でありますて、ですから、結局検討されるんですね。これを託送に乗せる、こういうことですか、大臣。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

原子力発電にかかるものという趣旨でまいりますと、例えればございますが、廃炉を円滑にするための会計制度というものをつくらせていただきました。そうした廃炉に伴つて発生する費用などにつきまして、場合によつては、その費用の負担、投資回収についてのさらなる対応のあり方などはございません。

○藤野委員 先ほど大臣が答弁を修正されたのは極めて重大で、本法案では検討していないけれど

も、ほかの場面で検討すると。

これは、発電にかかるコストを託送料金といふ送電にかかるコストに乗せていく、しかも、ただければいいと思ひますけれども、再生エネルギー一〇〇%と思って電気を買うようになりますけれども、本当に絶対許されないと思うんです。発送電分離とか電力自由化といふながら、結局原発は優遇していく、結局原発生存のための仕組みをつくっていく、こういうことになるわけがあります。

大臣、この問題は非常に重要な問題だということについて思うんですね。絶対に許されない、引き続き追及したいと思います。

三・一の原発事故以後、国民は、率直に言って、電気料金とか電気のあり方ということについて認識を一変させているというふうに思います。

私もよく覚えてるんですが、二〇一二年の六月四日、当委員会で、電気事業法の参考人質疑、議事録を読ませていただきました。そこで、消費

生活アドバイザー協会の辰巳さんがこういう発言をされているんですね。いろいろおっしゃつた後、

ああそうか、働かない原子力発電のお金まで料金で負担させられていたんだというふうなこともわかつてきたということで、とてもよかったです。

これがもし自由化になつて、そういう話が全

て隠れてしまつて、例えはトヨタさんのお話を出ましたけれども、料金がどういう積算のものとに出ているかというのがわからなくなることには、やはり私たちとしては、知つてしまつた以上、もう少し知りたいというふうに思います

こうおっしゃつてます。

大臣、ですから、消費者、国民は、三・一以降、電気や電気料金について認識を一変してい

る。

○林国務大臣 まさにそのとおりだと思います。

○藤野委員 ですから、もう知つてしまつたんで

す、国民は、知つてしまつた以上、もう少し知りたい、こうおっしゃつているわけですね。

しかし、それにもかかわらず、託送料金という形で知らないうちに乗せられるわけですね。再生エネルギー一〇〇%とあって電気を買うようになつたば、そこに再処理の費用も乗つてました。

これを、大臣、認めることがあります。これは絶対許されないというふうに思います。

しかも、託送料金というのはもう一つ問題がありますけれども、公聴会であります。これを、大臣、認めることになるわけですね。これは絶対許されないというふうに思います。

つまり、電気料金については、経過措置でありますけれども、公聴会という形で国民がチエックできる仕組みがあると思います。経産省、間違いませんか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

これまでの認可料金、それから今の経過措置料金についても値上げをするという申請が出てくれば、公聴会の対象となります。他方、託送料金については、公聴会の規定はございません。

それから、先ほど来、私どもが託送料金で回収することを何か結論を得ているというふうなこと

で、前提として御指摘があるようですが、先ほど大臣の方から申し上げておりますよう

に、私どもとして現時点で何か具体的な結論を得ているわけでは決してございませんので、誤解な

いようにお願いしたいと思います。

○藤野委員 やはりこの法案は本当に問題が物すごくあるんですね。

先ほど言ったように、本法案の意義と言われる三つの問題、有害なものが減るとか、有害度が低減するとか、資源が有効活用できるとか、こうい

うのも全く成り立たない。しかも、MOX燃料加工工場の費用を新たに加えるにもかかわらず、それが試算していない。

そのもとで、再処理にかかる費用、これを託送料金に乗せるということを否定しなかつた。具体的に決めるとは私も言つておりません。要するに、検討をする、検討が必要だと大臣はおつやつたわけですね。本当にもう二重三重にこれは許されないというふうに思います。

こういう形の核燃料サイクルというのはもう破綻しているし、これを国の関与を強めて推進する

しかもそれをチエックする仕組みもなくなつてしまつたということあります。

大臣、これで本当に国民の思いに応えることはできると思われますか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

託送料金について公聴会の規定がないことは先ほど申し上げたとおりでございますけれども、かわりの措置ではございませんけれども、御案内のとおり、電力取引監視等委員会、今は電力・ガス取引監視等委員会になつておりますが、その監視委員会の方で、専門家の意見をかりまして、そこで厳正な審査をしていくという点、それから、そのプロセスに消費者の方々にも参加していただく、こうした形になつておりますので、御承知おきいただければと思います。

○藤野委員 大臣、いかがですか。今のと同じ質問です。

○林国務大臣 今回の政府委員の答弁のとおりでございます。

○藤野委員 やはりこの法案は本当に問題が物すごくあるんですね。

先ほど言ったように、本法案の意義と言われる三つの問題、有害なものが減るとか、有害度が低減するとか、資源が有効活用できるとか、こうい

うのも全く成り立たない。しかも、MOX燃料加工工場の費用を新たに加えるにもかかわらず、それは後でまたやりますけれども。

今確認しましたが、電気料金につきましては、公聴会があつて、値上げするときとかは市民とかが関与できる仕組みがあるんですね。そこで何が入っているかというのをいう資料も出るし、議論もされるし、そういう意味では大変重要な仕組みがあるわけですが、託送料金は、今答弁あつたように、

公聴会がない、チエックできないという仕組みになつております。

大臣、いかがですか。

○林国務大臣 先ほどから答弁しているように、

ございませんで、現時点ではそういう意味では検討していませんが、今後、原子力に関する費用の負担、投資回収について、さらなる対応のあり方については引き続き検討をしなければというふうに考えているところでございます。

かつて、自民党政権というか、民主党さんが政
権交代される前まで、自民党政権がずっとやつて
きた、進めてきた原子力政策については、それは
それで一つの合理性があつたと思いますが、全く
同じようによくわかりませんが、基本的にはこのサ
イクル政策も賛成されていると承知をしています
が、私はもつと力を入れてやつた方がいい、こう

思っています。三百年だつたら何とかなると思つてゐます。
そういうふうに思うようになった根拠は何かと
いうと、やはり東日本大震災の瓦れきなんです
ね。瓦れきを受け入れた。瓦れきは、福島の瓦
きじやないですよ、福島以外の瓦れきを受け入れ
たわけです、大阪市は。もう大変だつたんですね
よ、大阪市役所が大阪市民に取り囲まれまして。
野党を支援されている方が多いと思いますが、取
り囲まれて、橋下市長は大変な思いをしながら瓦

気とかに出たわけですね。東電は、よると、ヤシラム1・3・7だけでもバーベケル、一万テラベクレルが飛び出したわけです。

いながら、結局は、原発温存、原発優遇のための資金をそぞうやつて回収しよう、それは嫌だと言っている人からも回収しよう、そういう仕組みにならるということで、これは絶対に許されないということを指摘して、質問を終わります。

うのなつ
その理由は、まず、ちょっと誤解があつてはいいかぬので、再稼働については、我々は余り賛成していません。原発再稼働責任法案という法案を昨年の国会に出しました。すなわち今の法体系のま

れきを受け入れたんですね。福島ではない瓦れきを応援することも大変だったんですね。何で、これで放射性廃棄物を受け入れる町が出てきますか。

そういう観点から、もっと力を入れて、法体系

で、これはそういう意味では私が試算したということかもしませんが、環境省の水・大気環境局长から御答弁をいただきました、原子力特委で。

○高木委員長 次に、足立康史さん。
○足立委員 おおさか維新の会の足立康史であります。
きょうは、私はふだん経産委員ではございませんが、我が党の木下委員が別の委員会の視察でな
んが、

まで、地元同意とか避難計画とか最終処分とか、いろいろな問題について、今の法体系の今まで重稼働をどんどん進めていくことについては、おおさか維新的会は反対なんです。だから、今稼働していることについては反対なんです。

ももつともつと整備をして、サイクル政策は当然だし、その先に高速炉なんかもしつかりと研究をし、実証し、実用化していくべきである、私はこう思っています。

通告でいうと、一番最後の方になりますが、太

含めてもいいですか。半減期が遅いものから、例えば 134、137、セシウムの放出量について試算すると、陸域への沈着量、日本の国土に降った放射性物質の一割は管理しています。要は、剥ぎ取った土壌とか指定廃棄物で管理できるのは、剥ぎ取った土壌とか指定廃棄物で管理できます。

しておりますので、私は、望んで来たということで参りますは、木下さんからやつてくれということで参りましたので、何とぞ御理解のほど、よろしくお願ひします。

ま
り
い
儀
ただ、何か科学的ではない、何か政治的な観點
から川内をとめるとか、それは私はよくわからな
い。それから、こういうサイクル政策についての
も、では、これまで長年にわたってこの原子力政
策を推進してきた日本がサイクル政策を本当に

臣、私は政府・与党もだらしないと思いますよ、そういう反対の声に押されて、まあ、原子力政策だけじゃないです、労働政策とかもそうですよ。野党に残業代ゼロだとか首切りだとか言われたらやめちやうわけですよ、政府・与党は、だらしな

「……」
「は――書なんてす 逆に言ひと ハ カ書は
どこかにあるんです。」

だから、昔、福島第一の前には、我々の環境に
はセシウム137はなかつたんです。研究所、京
大にはありますよ。東海村にはあつたかもしけな
どあります。」

牲になられた方々、また御遺族の皆様にお悔やみを申し上げますとともに、被災されている全ての方にお見舞いを申し上げたいと存じます。

まず冒頭、川内原発の話から申し上げたいと思つておりますが、ちょっと順番をかえさせて

てのものとめていいのかと。
私たちが、よく大阪でも前代表の橋下さんとおと議論してきた最大のポイントは、小泉元総理とはちょっとと観点が違うんですが、視点は違うんでですが、やはり最終処分の問題は大きいテーマだら

いですね。やるべきことはやる。原子力政策もそうです。共産党の藤野委員がおっしゃったように、本当のことを言つた方がいいですよ、もつと。

い、六ヶ所村にもあつたかもしれないけれども、我々の近辺の環境には今までセシウム137はなかつたんです、人工物ですから。でも、二〇一二年の三・一以降は、我々の近辺にあるんです。

いただいて、今、共産党の藤野委員の方から、一
変重要な、いろいろな御指摘がありました。ま
は、共産党さんは立場を異にしておりますが、
指摘の点はすごく大事だと思います。特に、国
はいろいろ知つてしまつたんだという御指摘

私 民 が 大 、 思つて います。
先ほども藤野委員の方から、放射性物質がいよいよ出て いるんだとか、それから原子力優遇じゃないか、こういう話がありました。もう既に日本は大量の使用済み燃料、高レベル放射性廃

葉 や ろ
月七日の原子力特委、藤野委員も御一緒していきますが、阿部先生も御一緒していますが、原子力特委で、私は環境省にある質問をしました。

だから、戦前戦後、今は災前災後といいますけれども、我々は新しい日本として再生をしていかなければなりません。あかんというものが基本的な認識で、藤野委員も共有していただけたと思いますが、そうした観点から、我々の先輩である沢昭裕先輩も、私は国会で

あつて、もつと知りたいと。当然、私もそうだと思います。藤野先生、いろいろなところで隣にいることが多いんですけども、大変尊敬しているのですが、私も全く同感であります。

と
る座物をたくさん抱えているわけですね。それは、
ちょっとと詳しくありませんが、十万年とかいうう
間の中で解決していかないといけない問題で
我々おおさか維新の会は、十万年は長過ぎる

福島第一原発から放出された放射性物質、どれだけ今管理できているんですかという質問をしました。申し上げていることはわかりますか。福島第一は爆発しました。たくさんの放射性物質が土

議員になつてから、何度か食事をしながら、御指導を仰いだことがあります。が、ずっと、もつと政 治がしつかりしてくれということをおつしやつて いたわけであります。

おさか維新の会は、きょう申し上げたような立場で、これからもしつかり頑張ついくことをお誓い申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございます。

○高木委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○高木委員長 この際、本案に対し、山際大志郎さん外三名から、自由民主党・民進党・無所属クラブ、公明党及びおさか維新の会の四派共同提案による修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。落合貴之さん。

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○落合委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、自由民主党・民進党・無所属クラブ、公明党及びおさか維新の会を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の趣旨は、附則第十六条において、改正後の新法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めどきは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるための年限を、この法律の施行後五年を経過した場合から、この法律の施行後二年を経過した場合に改めることができます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○高木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○高木委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。真島省三さん。

○真島委員 私は、日本共産党を代表して、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

経験後もなお、破綻済みの核燃料サイクル政策を、国の関与を強めることにより、一層推進する仕組みをつくるものだからです。

法案は、原発の再稼働に伴つて発生する全ての使用済み燃料の再処理事業費を将来にわたって確保するため、現在の積立金方式を拠出金制度に変えようとするものです。

これは、再処理事業とその関連事業の着実な実施、すなわち、核燃料サイクル政策の継続、原発の維持存続策にはなりません。

しかし、これでは、原発の運転で生まれる核のごみの処分の問題や、再処理により増加する余剰プルトニウムの問題を、今よりも深刻化するだけで、解決するものにはなりません。

「もんじゅ」に代表される高速増殖炉サイクルも、軽水炉でMOX燃料を使用する軽水炉サイクルブルサーマル計画も、既に破綻しています。肝心の六ヶ所再処理工場そのものが、これまでに二十三回も失敗するなど、まさに八方塞がりではありませんか。政府はこのことをはつきりと認め、核燃料サイクルから直ちに撤退すべきです。

反対理由の第二は、今後の再処理事業や関連事業にかかる費用の全体像を国民に示さないまま、将来発生する使用済み燃料の再処理に加え、MOX燃料加工工場の運転や解体費まで、電気料金といふ形で国民にツケを回そうとするものだからです。

六ヶ所村の再処理工場はたび重なる竣工延期に伴い、施設の建設工事だけでも当初見込みの約三倍にまで膨れ上がっています。再処理事業そのものの実現の見通しはついておらず、事業費が当初の見込みから増大することは明らかです。

ところが、政府は質疑の中でも、再処理事業その関連事業の総事業費の全容を明らかにしません。

んでした。際限ない国民負担を強いるものであり、到底容認できません。

なお、自民党・民進党・公明党・おさか維新の会提出の修正案は、これまで述べた法案の問題点を解決するものではないため、賛同できません。

今政治がやるべきは、核燃料サイクルの土台である日米原子力協定をきつぱりと廃棄するとともに、原発ゼロの日本を願う国民世論に応えて、原発から撤退する道を決断すべきであることを最後に指摘し、反対討論といたします。(拍手)

○高木委員長 これにて討論は終局いたしました。

○高木委員長 これより採決に入ります。

内閣提出 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、山際大志郎さん外三名提出の修正案について採決いたします。

内閣提出 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、山際大志郎さん外三名提出の修正案について採決いたしました。

○高木委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

○高木委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

○高木委員長 起立多数。よって、本修正案は可決すべきものと決しました。

○高木委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、山際大志郎さん外二名から、自由民主党・民進党・無所属クラブ及び公明党の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されています。

提出者から趣旨の説明を求めます。本村賢太郎さん。

○本村(賢)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案に対する法律の一部を改正する法律案に対する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 核燃料サイクル政策は、今後の原子力発電所の稼働量、再処理施設の稼働時期、技術革新、国際情勢等と密接に関係しており、事業期間も長期にわたるため、将来の状況の変化に適切に対応できるよう柔軟性を確保すること。そのため、将来的に状況が変化し、政策の見直しが必要となるような場合には、政府は責任を持つて、本法律案についても見直しを検討し、必要な措置を講じること。

また、本法附則第十六条の規定に基づく見直しに当たっては、政府答弁や附帯決議を踏まえて行うこと。

二 核燃料サイクル政策の将来における幅広い選択肢を確保する観点、さらに、すでに発生している研究炉の使用済燃料や福島第一原子力発電所の使用済燃料対策の観点から、使用済燃料の直接処分や暫定保管を可能とするための技術開発や必要な措置など、多様なオプションの検討を進めること。

三 プルトニウムの需給バランスに関して、「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則を堅持するとともに、政府は原子力事業者に対して、この原則を認識したうえで再処理事業を実施するよう指導し、仮にこの方針に反する再処理等事業の実施中期計画を認め可法人が策定した場合には、経済産業大臣はこれを認可しないものとすること。

四 認可法人が策定する再処理等事業の実施中期計画を経済産業大臣が認可する際には、原